

返還のてびき【補足】(平成 21 年度以前採用者のみ、～609・～809)

平成 24 年 1 月以降に発行された返還誓約書の左側の借用金額欄には借用金額（第二種奨学金は元金）が印字されていますので、返還誓約書の右側の 1. 借用の明細に印字された借用金額（第二種奨学金は元金）と相違ないか確認をしてください。

印字してある借用金額欄には何も記入しないようにしてください。

返還のてびきの借用金額の記入例（26, 29, 32, 35 頁）は金額を記入する説明となっていますが、この箇所の説明は平成 23 年 12 月までに発行された返還誓約書が対象となります。

平成 24 年 3 月満期予定者のうち平成 24 年 1 月以降に辞退・退学・廃止等の理由により奨学金の借用期間終了となったものは借用金額を印字した返還誓約書が新たに発行されます。この場合も印字してある借用金額欄には何も記入しないようにしてください。